

外来腫瘍化学療法診療料 に係る掲示事項

当院は外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出を行うにあたり、
以下の体制を整備しています。

- 1, 医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 名以上配置
され、本診療料を算定している患者さまからの電話等によ
る緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を
有しております。
- 2, 急変時等の緊急時に当該患者さまが入院できる体制を
有しております。
- 3, 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を
評価し、承認する委員会を月 1 回開催しております。